

別紙判定基準

低入札価格調査による失格判定基準

項 目	内 容
1 調査様式等の提出	1 県の求める提出様式または添付資料の一部において提出がなく、必要な調査を行うことが出来ない場合
2 調査に協力しない場合	1 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。） 2 事情聴取に応じない場合
3 設計仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や契約の履行条件を満足していない場合
4 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 入札時の業務費内訳書と同額の積算がなされていない場合 4 必要な経費（技術提案の実現にかかる経費を含む。）が適切な費目（直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、特別経費、技術料等経費、諸経費など）に計上されていない場合 5 再委託見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 再委託見積書等の委託内容（規模、数量等）が不明確な場合 7 配置予定技術者等の人件費、保険料等の必要な経費が計上されていない場合 8 計上する数量及び金額が、根拠のある合理的、且つ現実的なものか確認できない場合 9 第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査において、再委託予定業者等の見積金額が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が再委託予定業者等と取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない、または再委託予定業者等からの聞き取りにより、不当に低額に設定されたことが明白である場合 10 第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査において、和歌山県標準積算基準に比べ、少ない員数や安い単価で計上している場合に、入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が契約した同様の業務に関する実績などを基礎として見積もられていない場合 11 第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査において、和歌山県標準積算基準以外の単価について、県積算単価に比べ、著しく低い金額で計上しており、算定根拠の提出を調査者から求められた場合に、入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が契約した同様の業務に関する実績などを基礎として見積もられていない場合 12 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 13 第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査において、事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行を確認できない場合
5 履行体制が適正でない場合	1 当該業務を適正に履行できる体制となっていない場合 2 再委託予定業者の委託内容が不明確な場合 3 必要な費用が適正に計上されていない場合 4 明らかに無理な労働時間となっている場合 5 対象業務の労働時間が適切に計上されていない場合 6 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 7 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行を確認できない場合

<p>6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合</p>	<p>1 第6項第2号又は第7項に規定する低入札価格調査において、主任技術者を専任で配置できない場合  2 技術者の雇用関係等が確認できない場合  3 配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合  4 第三者照査等を行う者の要件等が確認できない場合  5 その他法令違反</p>
<p>7 上記のほか、適正な委託業務の履行がなされないと認められる場合</p>	<p>1 入札書提出日から起算して過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。（ただし、不起訴となった場合は除く。）  2 その他</p>